

2001年3月30日

大阪大学学長 岸本忠三 殿

大阪大学教職員組合
中央執行委員長 湯浅精二
定員外職員部会

定員外職員の「任用中断日」にあたっての要求書

希望する定員外職員の全員の雇用を更新すること

貴職には日頃から教職員の待遇・労働条件の改善、教育・研究条件の改善のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、毎年めぐってくる3月31日の「任用中断日」は、定員外職員にとって多くの不利益を受ける要因となっており、怒りの日となっています。また、一人一人の定員外職員にとっては、「任用中断日」のために、毎年再雇用されるかどうか不安な日々を送っています。

現在、大阪大学には1000名にもものぼる定員外職員（日々雇用・時間雇用）が、定員内職員同様に日々の恒常的な業務に携わっています。相次ぐ定員削減政策によって削減された定員内職員の肩代わりとして、毎年の「任用中断日」をまたぎながら、実質的には雇用を継続する“常勤的”非常勤職員として雇われてきました。

この「任用中断日」は、政府の「定員外職員の常勤化の防止」政策とのつじつまをあわせるために形式的に設けられてきたものです。それは、何年も継続して働いている定員外職員（20年以上勤務する者も多数）を、書類上は「1年以内の雇用」にしているのです。

このために、毎年“新規採用扱い”になって、定員外職員の賃金・待遇は大変低く抑えられ、現在、世界の常識となりつつある「均等待遇」の理念からは程遠い状態に放置されてきました。

これまでの交渉でも学長（代理）は「定員外職員が恒常的な業務に就いており、なくてはならない存在だ。」との認識を示し、「待遇改善に努力する。」との回答を行っています。

貴職が、この回答をすみやかに履行され、不当な「任用中断日」の撤廃をはじめ、定員外職員が安心して働けるよう、その労働にみあった賃金・待遇が保障されるよう、下記の事項の実現を強く要求します。

なお、本要求書に対する回答を4月16日までに行うよう申し添えます。

記

1. 定員外職員の「任用中断日」を撤廃すること。
2. 任用更新時には、希望する定員外職員全員の雇用を更新すること。
3. 大学の機構改革や予算減など、大学の都合による雇い止めを行わないこと。
4. 形式的な任用期限を口実にした、嫌がらせや肩たたきなど、定員外職員の雇用を脅やかしたり、人権を侵害するような行為を行わないこと。
5. 2001年4月1日における各部局での定員外職員の任用更新状況を明らかにすること。

以上